第５次
中札内村地域福祉計画

（令和６年度～令和１０年度）

中　札　内　村

目　次

第１章　村の概況及び計画の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　第１節　中札内村の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　第２節　計画の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

第２章　福祉各分野の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　第１節　主な社会的背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　第２節　児童福祉　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　第３節　障がい者福祉　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
　第４節　高齢者福祉　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
　第５節　自殺対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

第３章　計画の理念と目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
　第１節　基本理念と基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
　第２節　地域福祉の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
　第３節　児童福祉の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
　第４節　障がい者福祉の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・　29
　第５節　高齢者福祉の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　36
　第６節　自殺対策の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　40

第４章　計画の推進に向けて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　46
　第１節　計画の推進と役割分担　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　46
　第２節　社会福祉協議会との連携による事業の推進　・・・・・・・・・・・　47
　第３節　福祉団体等との連携による事業の推進　・・・・・・・・・・・・・　48

〔資料〕
・地域福祉計画策定委員会委員名簿

第１章　村の概況及び計画の概要　　第１節　中札内村の概況

中札内村は、十勝の中心都市である帯広市から約２８キロメートル南に位置し、東は更別村、西は日高山脈を経て日高振興局管内新ひだか町・新冠町、南は大樹町、北は帯広市に接する、面積２９２．５８ｋ㎡の村です。

村名は、日高山脈から流れる「札内川」の中央より上流一帯に位置していることや、札内川の語源であるアイヌ語の「サチナイ」（乾いた川）の意に由来するものです。

かつて、暴れ川として開拓を拒み続けた札内川上流には、ピョウタンの滝を中心とした「札内川園地」が整備され、さらに上流には「札内川ダム」があります。この地域を含む日高山脈襟裳国定公園は、世界的に希な地形地質や優れた自然の風景地となっており、令和６年度中に国立公園に指定される見通しです。

また、豊かな自然環境や観光情報などの魅力発信拠点である「道の駅なかさつない」を中心に、観光地やイベントには道内・道外からの観光客が多く訪れています。空港や高速道路とのアクセスの良さといった地理的優位性は、観光にとどまらず、都市部からのリモートワーク滞在先や移住地の候補地としても選ばれています。

本村の基幹産業は農業であり、恵まれた土地資源と気候条件を背景に、寒冷型の畑作と酪農、畜産を主体に、耕畜連携による有機物の還元を進め、時代を先取りした取り組みを展開してきました。畑作では小麦、馬鈴薯、甜菜、豆類の４品に加え、野菜の作付けも増えています。特に枝豆の作付拡大や加工処理能力向上を図り、積極的に事業を拡大しています。また、酪農では経営規模拡大による搾乳ロボットなどの導入、養鶏、養豚では良質な畜産物の安定生産や高品質な食品によるブランドを確立し、生産性の高い経営を行っています。

中札内村の美しい景観や文化を将来に引き継ぐため、「日本で最も美しい村」連合に加盟し、自然と共生する村を目指しています。小さくても輝く魅力を持つ自治体として地域に誇りをもち、持続可能な地域の活性化と自立を目指す運動に取り組んでいます。

（１）計画策定の趣旨

人々の暮らしの変化や社会構造の変化により、地域生活に対する課題も時代ごとに変化しています。近年、わが国は本格的な少子高齢化・人口減少が進み、人口構造や世帯構成への変化がもたらす影響は、地域福祉の分野にも及んでいます。

例えば、１５歳～６４歳の生産年齢人口は１９９５年以降減少をたどっており、労働力の不足や国内需要の減少は経済規模の縮小が懸念されますが、地域福祉の分野においては、社会保障制度を支える人口が減少することにより必要な人が必要なサービスを受けられない、労働者の労働時間が増大し心身への負担が増大するなどといった事態の深刻化に至っています。

世帯構成は、夫婦のみや親子で構成する核家族世帯、そして単身世帯が増加し続けており、単身世帯にあっては今後核家族世帯よりも増えることが予測されています。核家族化が進むことにより、介護や子育てに対する精神的・身体的・経済的負担を抱えた場合に、相談の機会や協力が得られず、そのストレスから虐待へとつながるケースがあります。また、単身世帯の増加による孤立・孤独といった人間関係の希薄化や、さらに高齢者単身世帯の増加による認知機能の低下や介護サービスに対する需要の高まりが懸念されます。

かつて家族によって担われてきた育児や介護は、行政の役割として位置付けられ、児童福祉や高齢者福祉、障がい者福祉といった制度における福祉サービスを展開してきました。しかし、個人や社会におけるさまざまな要因が絡み合うと、これまでの制度にそぐわない、もしくは制度を超えた多様な問題に発展するケースがあることから、制度の狭間で生きづらさや困難に直面する人を支援する仕組みを考えていかなければなりません。

こういった個々の複雑化・複合化した生活課題や、制度の狭間にある課題に対応するためには、分野を越えた横断的な連携や地域における支え合いがさらに重要さを増すことが考えられます。また、「支え手」「受け手」という関係や、世代・分野を超えて地域住民一人ひとりが役割をもって活躍できる地域共生社会の実現が求められます。

これらの背景を踏まえ、中札内村の発展と調和、そして誰もが安心した暮らしを実現できるよう「第５次中札内村地域福祉計画」を策定します。

（２）計画策定の経過

中札内村では、平成１６年度に「中札内村地域福祉計画（平成１６年度～平成２０年度）」を策定後、５年毎に同計画の見直しを行い、住民・行政が一緒になって目指すべき地域社会へ向けた施策を進めるため、様々な課題に取り組んできました。

時代とともに移り行く社会情勢や地域課題に対応できるよう、令和５年度で計画期間が終了となる「第４次中札内村地域福祉計画（令和元年度～令和５年度）」を見直し、ここに「第５次中札内村地域福祉計画（令和６年度～令和１０年度）」を策定します。

（３）計画の性格、法的位置付け

①　各種計画との調和

第７期中札内村まちづくり計画（令和４年度～令和１１年度）のテーマ、「みんなでつくる！自然と笑顔になるまち　なかさつない」の実現を目指し、まちづくり計画と本福祉計画とを連携し、調和を図りながら計画を進めます。

また、第９期中札内村高齢者保健福祉計画・介護保険事業（支援）計画（令和６年度～令和８年度）、第７期中札内村障がい福祉計画・障がい児福祉計画（令和６年度～令和８年度）、第２期中札内村子ども・子育て支援事業計画（令和３年度～令和６年度）、そして中札内村健康増進計画（令和６年度～令和１１年度）との性格を併せ持つ計画とします。

本福祉計画に盛り込む自殺対策については、自殺対策基本法第１３条第２項「市町村自殺対策計画」に基づき国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、全村的な取り組みを推進するため、本福祉計画と一体的に策定し、多様な関係者が連携・協働して進めていきます。

②　法令等の根拠

本福祉計画は、社会福祉法第１０７条に基づき作成するものです。

※参考　社会福祉法（抄）
（市町村地域福祉計画）
第１０７条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
２　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
３　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

③　計画の期間及び見直し時期

本福祉計画の期間は、令和６年度から令和１０年度までの５年間とし、次期の見直しは令和１０年度に行います。

（４）計画作成体制と経緯

令和５年９月６日に、関係団体等からの推薦及び住民公募による１８名の方を委員に委嘱させていただき、住民組織による「中札内村地域福祉計画策定委員会」を設置しました。

その後、地域福祉・児童福祉部会、障がい者福祉・高齢者福祉部会の２部会を構成し、両部会を３回、策定委員会を２回開催する中で計画内容を審議し、２月１日に策定委員長から村長に対して中札内村地域福祉計画案の答申をいただきました。

その後、計画案について住民の方から広く意見をいただく、パブリックコメントの手続きを２月５日から２月２６日まで行い、その後、本福祉計画を成案としました。

地域福祉計画策定委員会及び部会の開催状況

年　月　日	会　　議　　内　　容
5.9.6	第１回策定委員会
5.10.12	第１回障がい者福祉・高齢者福祉部会
5.10.16	第１回地域福祉・児童福祉部会
5.11.8	第２回地域福祉・児童福祉部会
5.11.9	第２回障がい者福祉・高齢者福祉部会
5.12.11	第３回地域福祉・児童福祉部会
5.12.14	第３回障がい者福祉・高齢者福祉部会
6.1.23	第２回策定委員会

第２章　福祉各分野の現状

第１節　主な社会的背景

（１）少子高齢化の進展

日本の総人口は、２００８年をピークに減少を続け、高齢人口の増加に対し、生産年齢人口・若年人口は減少を続けています。

厚生労働省の人口動態統計によると、出生数は２０２２年に７７．１万人と人口動態調査開始以来最少となっています。

また、６５歳以上の人口は、令和５年度版高齢社会白書によると２０２２年１０月１日現在、３，６２４万人（総人口比約２９．０%）、中でも、７５歳以上の人口は１，９３６万人（総人口比約１５．５%）と、６５歳～７４歳人口を上回っています。

中札内村においては、令和５年３月３１日現在の人口は３，７８１人となっており、平成３０年の３，８５４人と比較して１．８９%減となっています。

それに対して６５歳以上人口は、令和５年３月３１日現在１，１４９人となっており、平成３０年の１，１２５人と比較して２．１３%増、高齢化率３０．４%となっています。

中札内村の人口及び６５歳以上の推移

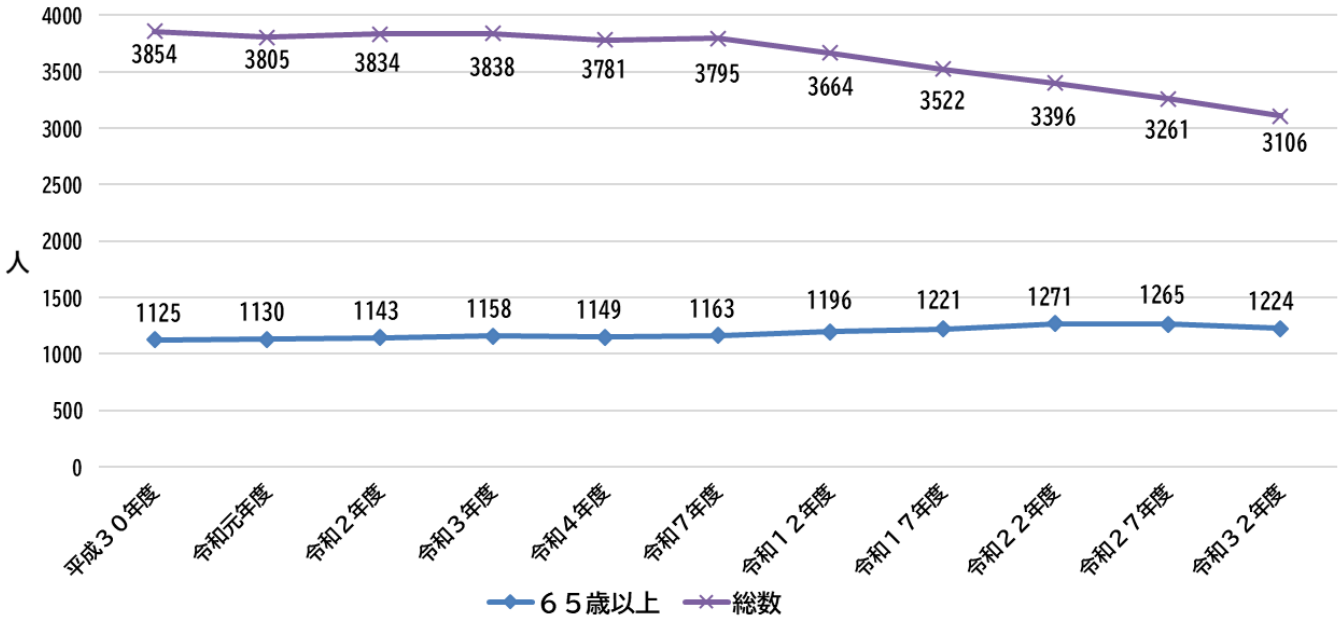

（資料：平成３０年度～令和４年度　各年度３月末　住民基本台帳、令和７年度～令和３２年度　国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口（令和５年推計））

（２）家庭機能の変化

時代や地域社会が大きく変化する中、家庭の形態や役割も大きく変化してきました。

少子・高齢化、核家族化の急速な進展等による社会経済環境の変化が、人々の生活環境や生活スタイルを大幅に変え、家庭の形態や機能の在り方にも影響を及ぼしています。

中札内村の令和５年３月３１日現在の世帯数は１，８５５世帯となっており、平成３０年度と比較すると増加していますが、それに対して世帯員数は減少傾向にあります。

中札内村の世帯数及び世帯員数の推移

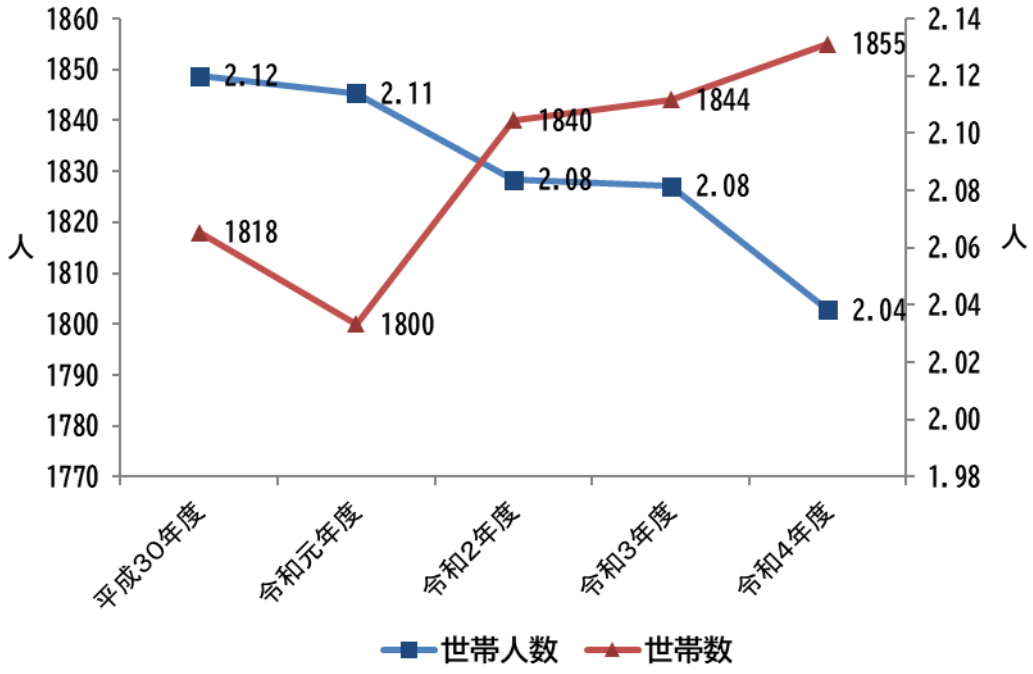

（資料：平成３０年度～令和４年度　各年度３月末　住民基本台帳）

第２節　児童福祉

（１）少子化の現状

本村においても少子化の傾向にあり、年度によりばらつきがありますが、近年の出生数は２０人台に留まっています。

中札内村の出生数の推移

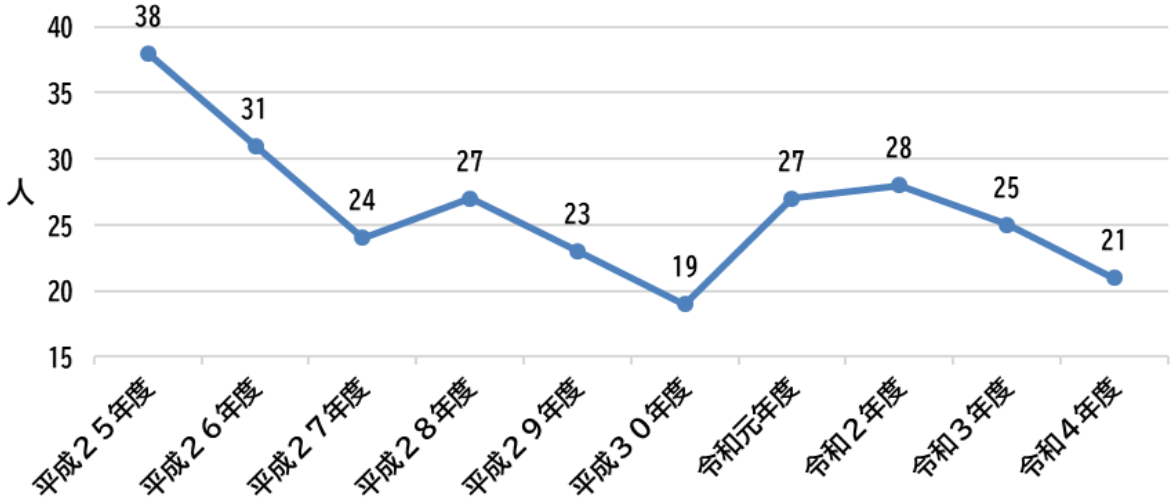

（資料：住民課）

（２）保育園の利用傾向

保育は、認定こども園中札内きらきら保育園（定員１６０人）で実施しています。平成３０年度から令和４年度までの入園人数は、少子化に伴い減少傾向にありますが、未満児の入園希望が増加傾向にあり、母親が出産後間もなく復職や再就職を希望していることが伺えます。

中札内きらきら保育園の入園人数の推移

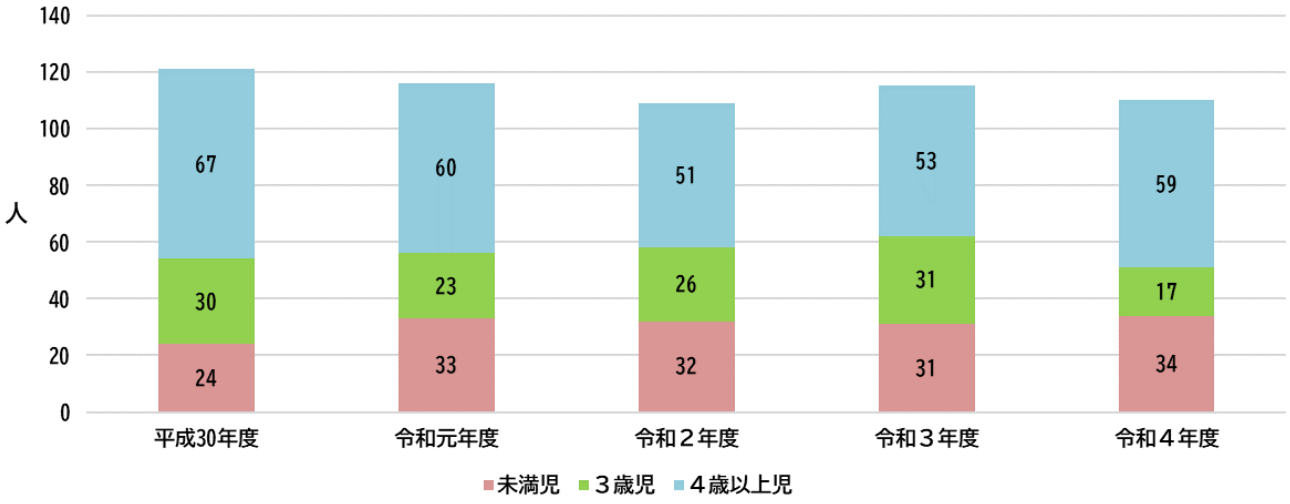

（資料：福祉課　毎年度３月末現在）

第２章　福祉各分野の現状

第３節　障がい者福祉

令和５年１１月末における本村の障がい者手帳の交付者数は、身体障がい者１７５人、知的障がい者５５人、精神障がい者３８人となっています。これを人口千人当たりの人数に変換して全国平均と比較すると、身体障がい者４４．９人（全国平均３４人）、知的障がい者１４．１人（全国平均９人）、精神障がい者９．８人（全国平均４９人）となり、身体障がい者数及び知的障がい者数は全国平均を上回っている一方で、精神障がい者の人数は大きく下回っています。

障がい者手帳の交付者数を見た場合、村民の６．９％の方が何らかの障がいを有しており、全国平均の９．２％を下回りますが、特定疾患や精神疾患を有する方等を含めると、支援を必要としている方は多いと想定されます。

また、精神疾患による通院治療で公費負担制度（自立支援医療）を利用している人は令和４年度末６６人となっており、平成３０年度以降年々増加しています。

第４節　高齢者福祉

本村の高齢化が進む中、日常生活において支援や介護を必要とする要介護（要支援）認定者数は介護保険第１号被保険者数（６５歳以上）のうち１８％前後を推移しています。

今後も高齢化に伴い介護を必要とする高齢者が増加することが見込まれることから、日常生活に関する支援や介護予防への取り組みが求められます。

なお、高齢者福祉に係る施策は、令和６年３月に策定される「第９期中札内村高齢者保健福祉計画・介護保険事業（支援）計画」に基づき、事業を推進します。

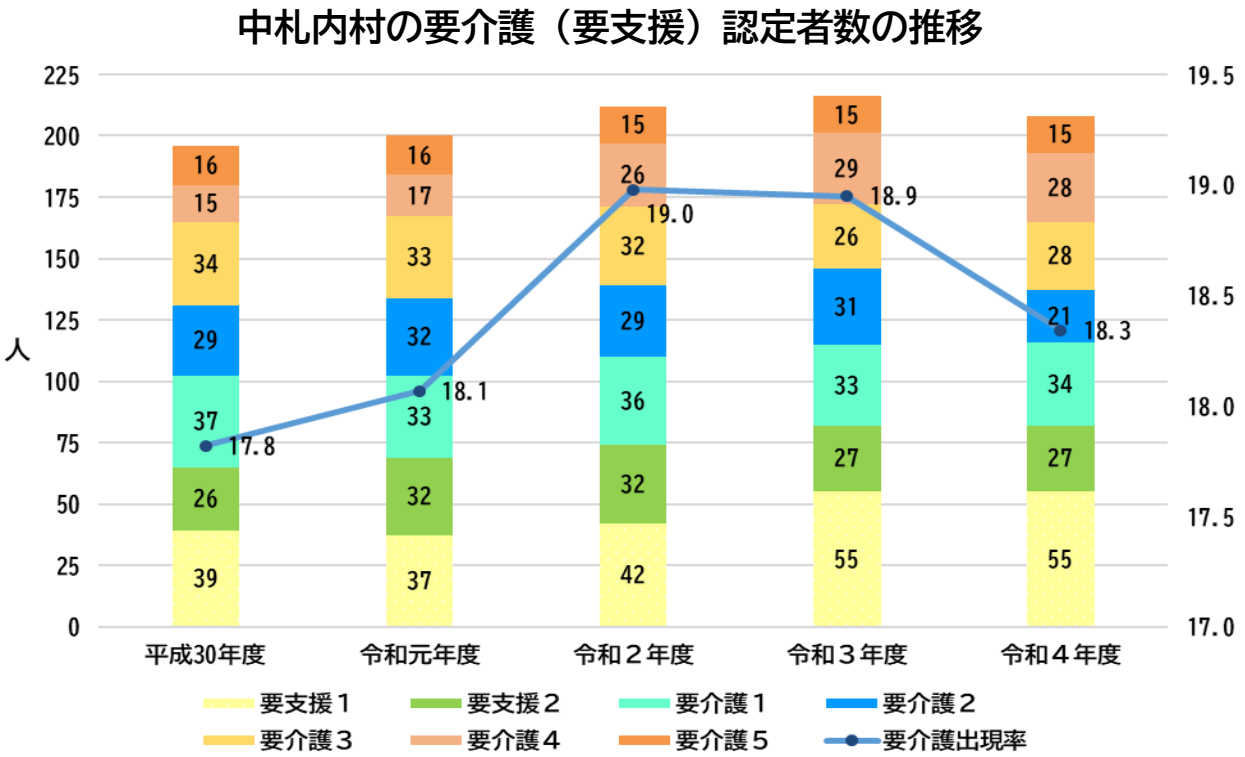

（資料：介護保険事業年報毎年度３月末現在）

第５節　自殺対策

令和５年度「第３期中札内村健康増進計画等策定に係るアンケート調査」の一部において、こころに関する調査を実施しました。

１５～７４歳までの全村民を対象とし、各性、年齢群から２０人ずつ、合計で４８０人を無作為抽出したところ、回答結果は男性９２人・女性１１６人、有効回答数２０８件、回答率４３．３%となりました。

孤独感を感じている割合は、男性９２人中３５人（３８．０%）、女性１１６人中４１人（３５．３%）となりました。その７６人を年齢階級別でみると、１５～３９歳２９人（３８．２%）、４０～６４歳３１人（４０．８%）、６５～７４歳１６人（２１．１%）となっています。

悩みなどを感じたとき、相談したり助けを求めたりすることへのためらいを「感じる」または「どちらかというと感じる」人の割合は、男性７７．２%、女性７１．６%となっています。

村や国等が実施する自殺対策に関する認識度については、低い傾向となりました。

なお、アンケート結果は村民全体の傾向を示すものではありません。

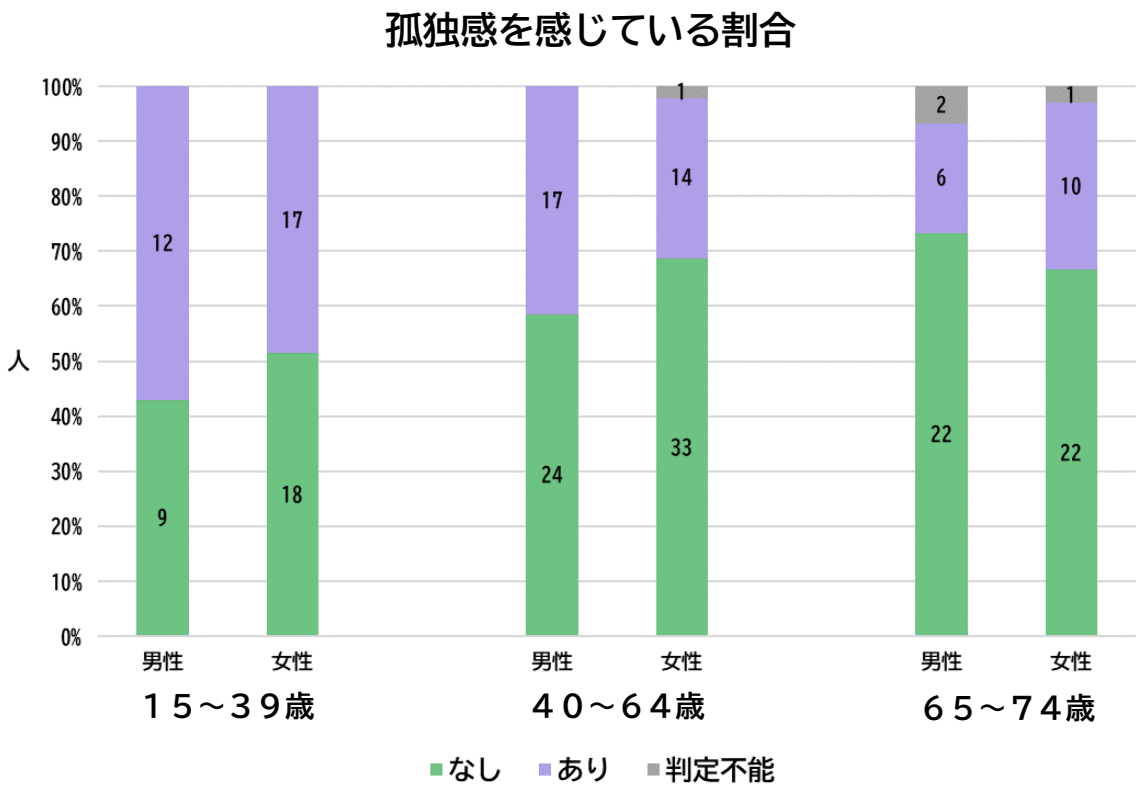

（資料：第３期中札内村健康増進計画等策定に係るアンケート）

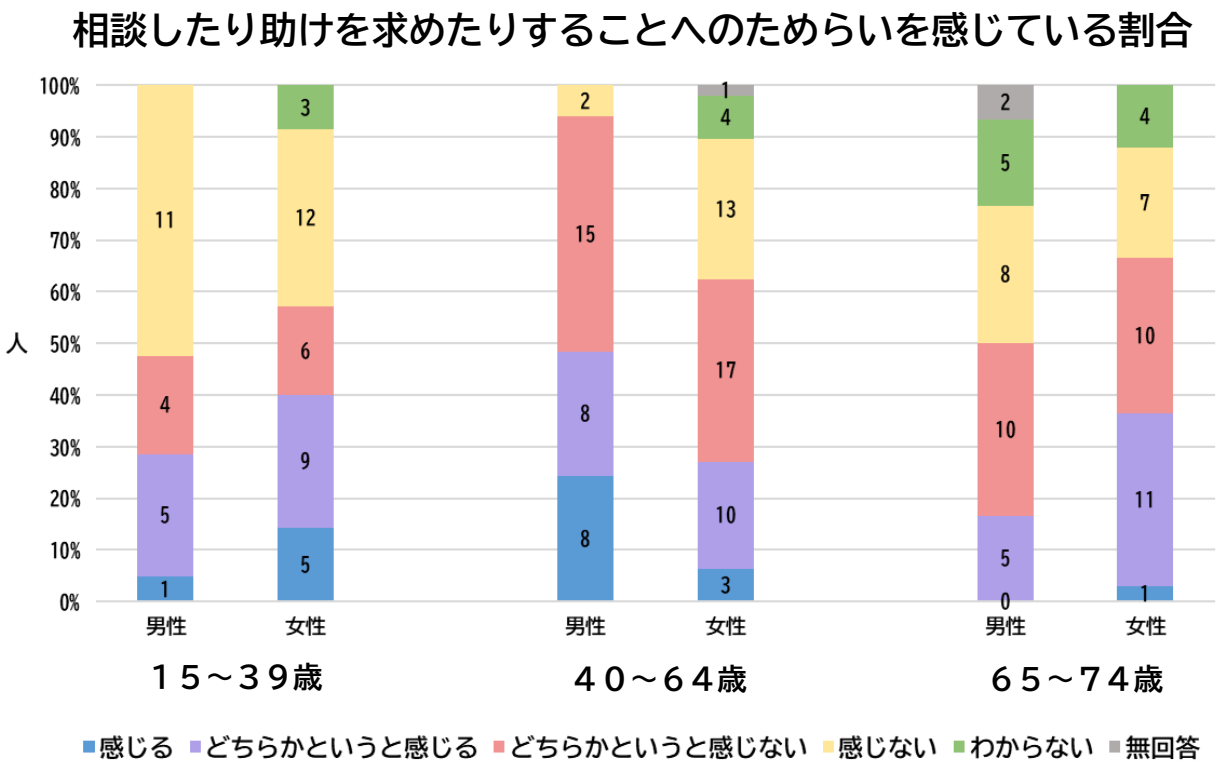

（資料：第３期中札内村健康増進計画等策定に係るアンケート）

第１節　基本理念と基本目標

１．基本理念

『多様性社会を認め合い、支え合い、みんなでつくる　なかさつない』

地域福祉とは、子ども、高齢者、障がいを抱える人といった限られた人だけを対象とするものではなく、地域に暮らす全ての人が支えあい、生きがいを持って生活していくためのものです。また、国籍や人種、性的マイノリティなどさまざまな人同士がお互いに認め合い、お互いの立場を尊重し理解し合っていくことが、地域における協働の推進や、人権の尊重につながっていくことになります。

地域福祉向上のためには、「自助」「互助」「共助」「公助」の４つの役割がバランスをとりながら課題を解決することが重要です。

自発的に自分の生活課題を解決する「自助」、友人・仲間・地域が共に生活課題を解決する「互助」、医療・年金・介護保険といった相互扶助制度により課題を解決する「共助」、そして自助・互助・共助では対応できないことに対して公的サービスにより課題を解決する「公助」。これらの基盤が整い連携し合うことにより、住民一人ひとりの多様な暮らしと生きがいや実りのある地域社会が実現されます。

本福祉計画は、第７期中札内村まちづくり計画と連携を図るものとしていることから、まちづくりテーマ「みんなでつくる！自然と笑顔になるまち　なかさつない」の趣旨も踏まえた基本理念を掲げることとします。

２．基本目標

本福祉計画の基本理念を実現していくため、次の３つの基本目標を掲げます。

基本目標の具体的な施策は、第２節から第６節に記載しています。

（１）多様性社会を認め合う地域福祉の推進

誰もが自分の役割を発揮し、いきいきと暮らし続けるためには、多様な人々や考え方を理解し認め合うことが大切です。新しい課題への取り組みや社会の発展に向け、既存の枠組みにとらわれない地域福祉を推進します。

（２）支え合う地域福祉の推進

人と人とのつながりによる助け合い、関係機関や民間団体・任意団体による支え合いは、きめ細やかな地域福祉社会を実現します。助け合い活動や、住民主体の福祉活動に携わる人と行政が一体となる地域福祉を推進します。

（３）協働による地域福祉の推進

福祉施策の展開にあたっては、支援を必要とする人の声やそこに関わる人の意見が重要です。また、社会福祉協議会や福祉事業所などの関係機関、そして庁内関係部署と横断的に連携し、必要な支援が行き届くよう地域福祉を推進します。

（１）安全・安心な地域生活のための環境の充実

《現状と課題》

高齢者や障がい者を含めたすべての村民が、地域で安心して暮らし、自由に外出することができ、それぞれの能力を生かしながら、地域活動・学習・スポーツ・レクリエーションなど、さまざまな活動に参加できる環境づくりのためには、多くの人が利用する公共的な施設が使いやすく快適なものでなければなりません。

公共施設では車いすの利用ができるよう改善されてきていますが、既存の建物では車いす用トイレの設置や段差の解消など改善が必要な施設もあり、引き続きバリアフリー化を推進する必要があります。新規に建設、改修を行う公営住宅については、快適に住むことができる居住空間の確保を、住宅を建設される方に対してはバリアフリー化を推進しています。

冬期間においても地域でだれもが安心して暮らせるよう、社会福祉協議会では福祉除雪の取り組みを実施していますが、担い手の高齢化により人員確保が難しくなっています。

村では、低所得世帯（非課税世帯）における家庭用燃料費などの経済的負担を軽減する取り組みとして、福祉灯油事業を実施しています。

《施策の展開》

① 公共施設の整備をする際には、計画の段階でユニバーサルデザインを意識して実施します。
② 住環境のバリアフリー化を推進するため、中札内スタイル住宅建設の推進や、住宅のリフォーム費用に対する助成を行います。
③ 社会福祉協議会が実施する除雪サービスに対応できる人員確保に向け、協力できる方に対して除雪ボランティアへの登録を呼びかけるなど地域の担い手を発掘します。また、地域の除雪に協力できる方に対しては、村から除雪機購入費の一部を補助します。
④ 低所得の高齢者世帯等に対し、冬期間における灯油の価格変動に応じた燃料費の助成を行います

（２）相談体制の充実及び広報等

《現状と課題》

福祉・保健・医療などに関するさまざまなサービスが実施されていますが、その具体的な対象者やサービス内容は複雑多岐にわたるため、必要とするサービスを適切に選択するには、関係機関等からの支援が必要です。

多様化・複雑化するニーズに対応するため、高齢・介護・障がい・保健・医療などそれぞれの分野ごとに集約されている情報を、横断的に活用できる仕組みづくりを進め、身近な地域で必要なときに必要な情報を得られるよう、わかりやすく効果的に情報提供できる仕組みづくりが求められています。

保健センターには高齢者、障がい者、子どもに関する福祉と保健の総合的な相談窓口が集約されており、福祉・保健・医療などの分野ごとの情報は各部署で把握しているため情報共有できる体制にあります。

また、子育て世代包括支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所の各相談機関が設置されており、相談の内容に応じて地域にある社会資源を活用しながら専門機関と連携を図っています。

《施策の展開》

① 経済的困窮や障がいなど複数の課題を併せもつケースがあるため、制度の狭間により支援が行き届かないことのないよう、医療機関や児童相談所などの専門機関とつながりながら支援します。

② 広報やＳＮＳなどを通じて、子育て世代包括支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所が実施している事業について情報を発信します。

③ 相談窓口がわからないというケースに対応するため、どこに相談しても担当へつながるよう役場各課との連携を図ります。

（３）地域での助け合い、ボランティア活動の促進

《現状と課題》

少子高齢化や核家族化の進行に伴い、単身高齢者や子育て家庭をはじ

め、生活に関するさまざまな問題を抱える人が増加しているほか、行政区に加入しない世帯の増加や隣近所同士での付き合いが希薄となっているため、日常的に支援を必要とする人に対しての地域福祉活動はより一層重要となっています。

同時に、地域福祉活動に携わる人材を確保するためには、地域活動に対する理解を育み、青少年・勤労者・高齢者などそれぞれの立場や状況に応じた研修の在り方を検討する必要があります。また、地域福祉活動に限らず生涯学習の視点も含め、興味・関心のある活動内容に合わせた研修の実施、地域や時代のニーズに対応した研修を取り入れるなど、地域活動に参加する「きっかけづくり」を積極的に展開していくことも重要となっています。

地域では、民生委員・児童委員や行政区をはじめ、ボランティア団体などによる福祉活動によって、公的サービスだけでは十分対応することができないきめ細やかな助け合い活動が行われています。また、保護司会では犯罪や非行をした人の再犯防止に向け、生活困窮や社会復帰の支援を行っており、このような関係機関や団体は地域で安心した生活を送るために欠かせない存在です。

ボランティア団体は社会福祉協議会が事務局となって各種事業を積極的に展開しており、活動に参加する人は高い意欲を持って社会貢献活動や地域活動に参加しています。しかし、活動する人の高齢化や固定化なども見られ、新たなボランティアの担い手発掘と育成が課題となっています。

生活支援体制を論議する協議体では、地域内の助け合い活動の具体化やニーズに沿ったサービス開発などの議論からサービスの拡充につなげています。

これまでの民生委員・児童委員、行政区などが実施しているさまざまな活動を中心とした地域の支え合い活動を推進していくことはもとより、将来的な地域共生社会の実現に向けては、分野を超えた取り組みを複層的に重ね合わせ、それぞれの役割などを明確化したうえで、地域内の活動を推進することが求められています。

《施策の展開》

①　社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、行政区などによる見守り・安否確認活動を支援し、組織活動の充実を図ります。

② 民生委員・児童委員の役割や活動について周知し、身近な困りごとの相談窓口として周知します。

また、社会福祉協議会の行政区たすけあい活動を推進し地域ぐるみの福祉活動を支援します。

③ 犯罪や非行のない安全・安心な地域づくりのため、犯罪や非行をした人の立ち直りに取り組む保護司の活動を支援するとともに、広尾地区保護司会が行う「社会を明るくする運動」を推進し、再犯防止に関する理解を促進します。

④ ボランティアの担い手発掘に向け、社協だよりやボランティア活動の機関紙などを活用し、自分の得意分野や習得した技術を活かすことができるような地域活動について発信していきます。また、地域活動、ボランティア活動などへの参加のきっかけとして、ボランティア研修会の開催を開催します。

⑤ 生活支援体制整備事業の協議体においてコーディネーターを配置し、地域住民が自立して地域で暮らせるよう意見交換を行いながら、各種サービスの見直しや新規サービスの創設に向けた取り組みを行います。

⑥ 地域に出向き、福祉制度に関する知識の普及啓発を行います。また、誰もが役割を持てる地域共生社会の実現に向け、高齢者や中札内高等養護学校の生徒が地域において活躍できるよう支援を行います。

（４）障がい者・高齢者等の交通手段の確保

《現状と課題》

高齢者の運転免許証の返納を進める動きがある一方で、自家用車に代わる交通手段の確保が求められています。

障がいのある方・高齢の方の移動に対する支援として、村ではコミュニティバス『くるくる号』の運行、福祉移送サービス、高齢者民間バス運賃助成事業、高齢者等通院交通費助成事業を実施しています。また、老人クラブの研修旅行や例会の送迎などに対しては、大型バスの借上げや福祉車両を運行委託し対応しています。

『くるくる号』の乗車方法について情報宅配便や広報、ＳＮＳにおいて広くＰＲし、路線や運行時間の見直しを行っていることから徐々に利用者は増えていますが、利便性についてはさまざまな要望があります。

福祉移送サービスの利用は年々増加しており、高齢者人口の増加に伴い、

今後も登録及び利用者の増加が見込まれます。

高齢者等通院交通費助成事業では、利用者の利便性を図るため助成率の引き上げを行っています。

ＮＰＯ法人夢といろが実施している福祉有償サービスは、３年毎に開催される福祉有償運送運営協議会で、地域における福祉有償運送の必要性の有無や、安全の確保、旅客の利便性の確保、利用料などについて協議し、利用者負担の適正化に努めています。

社会福祉協議会が実施する住民参加型移動支援サービスでは、生活支援体制整備事業協議体の論議により、運転免許を有していても目の手術等により一時的に運転ができない場合には利用できるようになりました。

《施策の展開》

①　くるくる号の利便性向上のために、路線見直しや運行方法について検討を行います。

②　福祉移送サービスはＮＰＯ法人夢といろに委託していますが、運転手の確保に向け、待遇や保障などについて検討します。

③　各種移動に関するサービスの利用者の声をもとに、サービスの拡充や見直しなどを行います。

（５）災害時の支援体制の構築

《現状と課題》

災害時の支援体制は、中札内村地域防災計画に基づき実施しています。また、災害時に支援が必要な高齢者や障がい者を対象とした避難行動要支援者名簿を作成し、個々の事情に応じた災害時の支援方法を整備しているところですが、災害の規模や避難所の状況によって支援方法が異なることが想定されます。

災害時や避難所運営の際には、社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応がとれる体制の構築が必要です。

社会福祉施設は、障がい児・者や高齢者に配慮した施設の構造と機能があることから、災害など万が一の場合における要援護者の特例的利用や避難所としての一部利用について協力を求めていきます。

《施策の展開》

① 避難行動要支援者名簿の対象となる人を見逃さず、本人同意のもと作成を進め、災害の種類や規模を想定した支援を検討します。
② 関係機関とどのように連携・協力をできるか協議を行います。また、要支援者マップの活用方法を検討し、作成・実用化を図ります。
③ 福祉避難所の選定にあたっては、多目的トイレの設置やバリアフリー化されている施設を選定する必要があることから、該当する老人保健福祉センターと中札内恵津美ハイツの具体的利用について検討します。

（６）日常生活自立支援事業及び成年後見制度

《現状と課題》

地域共生社会の実現に向けて、成年後見制度を利用する人が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう権利擁護支援が推進されています。令和４年度には厚生労働省が第二期成年後見制度利用促進基本計画を策定し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実が求められています。

地域包括支援センターでは、制度の普及啓発を目的に権利擁護に関する講演会を開催しています。また、成年後見制度については、高齢者や障がい者が一定の条件に該当した場合において、申立費用や後見人への報酬などを助成できる仕組みを整備しています。

市民後見人の後見実施機関の設置までには至っていませんが、社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」において、日常生活の判断に不安がある方を対象とした福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行っています。

《施策の展開》

① 権利に関する問題（虐待、認知症高齢者への対応、金銭管理、消費者被害など）をテーマとした講演会を行い、村民の理解や知識の向上を図ります。
② 自分で判断をすることが困難な高齢者や障がい者の成年後見制度の相談に応じるほか、申立費用の負担が困難な場合は、後見人への報酬の

助成を行います。

③　社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」を継続実施します。後見実施機関の設置については、体制を整えるにあたり必要な事項について協議します。

（７）保健・医療・福祉など関係機関の連携の強化

《現状と課題》

地域には認知症高齢者や子育てに悩む方、ひきこもりや不登校などさまざまな問題を抱えた方がいます。さらに、１人が複数の課題を抱えているケースもあるため、福祉課を窓口として保健・医療・福祉が連携し、相談対応やサービスを調整しています。

《施策の展開》

①　ケースに応じたサービスが提供できるよう、保健・医療・福祉でのグループ間の連携を図ります。

②　各種健康診査や予防接種、母子保健の紹介に関する「健康づくりパンフレット」や、社会福祉協議会の「高齢者福祉サービスパンフレット」を活用し、サービスの紹介を行います。

③　定例で地域ケア会議を実施し、関係機関の実務者レベルでサービスの利用状況や高齢者の生活状況を情報共有することにより支援の充実を図ります。

（１）子どもと子育ての意識啓発

《現状と課題》

核家族化の進展、共働き家庭の増加、働き方の多様化、地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる環境が大きく変化するなか、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを実現するため、子どもや子育て支援の施策については、さらなる充実が求められています。

また、少子高齢化の危機的状況や児童虐待・不登校の深刻化といった現状を踏まえ、令和５年４月に「こども家庭庁」が設置され、生育環境にかかわらずこどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長できるよう、こどもに関する政策を社会の中心に据える方針を掲げました。

村では「第２期中札内村子ども・子育て支援事業計画（令和２年度～令和６年度)」のもと、子どもたちの育成を地域全体で支援する施策を総合的かつ計画的に推進しているほか、令和５年度は「少子化ストップ元年」と位置づけ、子育てに関する新規事業または既存事業の拡充を実施しています。

近年、多様性やダイバーシティといった言葉を耳にする機会が増えました。多様性への理解が重視されるようになり、日頃からＬＧＢＴＱについての知識や情報、話題に触れておくことが正しい理解につながるきっかけとなります。先入観や偏見がなく互いの個性を尊重し、多様性を受け入れる社会の実現が求められています。

《施策の展開》

①　暴力や虐待といった人権に関する啓発活動として、人権相談窓口の周知や、村内小中学校における人権教育を推進します。

②　虐待や不登校などの早期発見・対応のため、福祉部門と教育部門が連携・情報共有を図り、「中札内村要保護児童対策地域協議会」を随時開催します。

乳幼児においては新生児訪問や乳児健診などを実施し、虐待の早期発見・予防的な支援を行います。

③　地域での子どもの見守りについては、村内各事業所による協力や、防犯・交通安全対策などの啓蒙及び実践活動を推進します。

④　「第２期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、総合的な子育て

支援策を展開し、実績の検証を行います。

⑤　多様性についての関心を高め正しい理解につながるよう、関係機関と連携しながら普及啓発に努めます。

（２）保育サービスの充実

《現状と課題》

中札内きらきら保育園は、保育所型認定こども園として運営しています。認定こども園は３歳児以上であれば保育の必要性の有無にかかわらず全ての子どもを預けられるため、３歳児以上は村内のすべての子どもが入園しています。

また、国では３歳から５歳児クラス及び住民税非課税世帯の０歳から２歳児クラスまでの子どもの保育料を無償化していますが、村ではすべての子どもの保育料を無償化し、子育て世帯の経済的負担軽減を図っています。

幼児期に必要となる新たな教育的カリキュラムの導入にあたっては、積極的に体を動かす機会づくりや外部講師による「運動教室」などを導入し、体力の向上や丈夫な体づくりを目指しています。

運動会や発表会などの行事は土曜日に開催し、日曜日は家庭保育の時間として家庭で過ごす時間を設けています。

家庭や職場の事情により、出産後間もなく復職または再就職を希望する母親が増え、０歳・１歳児クラスは定員に達しています。このことを受けて、待機児童対策及び村外の近隣市町村で就労する保護者の利便性向上を目的として、認可外保育施設に通う子どもの保育料を全額助成する事業を令和５年度より開始しました。

現在、保育園においては、子どもの保育とともに保護者に対する支援の必要性についても重視されています。保育の質を高め、職員の資質や専門性の向上を図るため、保育士の計画的な研修参加を進めています。また、地域に根ざした保育園とするため、保護者・地域の理解のもと連携や協力を図りながら運営を進めています。

《施策の展開》

①　教育委員会、外部講師、地域で活動されている住民と協力しながら、

定期的な打ち合わせや授業を行い、子どもが健やかに育つ教育・保育の提供に取り組みます。

② 待機児童対策または村外で就労する保護者の利便性向上のため、認可外保育施設に通う子どもの保育料を全額助成します。

③ 多様化する子どもや家庭に必要な支援を行うために、保育士研修の受講により職員の資質向上を図ります。また、安心して進学できるよう教育委員会・学校と連携を強化します。

④ 保育園と保護者・地域との連携強化に向け、園児の様子や保育に関する内容をＳＮＳの活用などにより情報を提供します。

⑤ 令和２年４月より休園している上札内保育園については、子ども数の動向を見据え、保護者や地域住民、学校等関係機関を含めて在り方の検討を行います。

（３）子育て支援センターの充実

《現状と課題》

子育て支援センターでは、子育てに関する相談や情報交換の場、親同士の交流の場、子ども同士の遊びの場として利用されています。

主な事業としては、家族で参加できる「ファミリー広場」「親子で遊ぼう」「ぱぱの日」、助産師を招いて実施する「乳児期の親子ふれあい遊び」など、保護者と子どもがより関わり合うことができる事業を展開しています。また、次期の入園児や保護者を対象に「給食試食会」「おやつ試食会」を開催し、食に対して関心を持ってもらう取り組みを進めています。

また、乳児健診、１歳６ヶ月・３歳児健診に立ち会い、親子関係や発達のつまずきなど問題を抱えている家庭に対しては、保健師等と情報交換しながら連携をして見守り、必要に応じて訪問支援などを実施しています。

子育てに悩みを抱える家庭に対しては、家庭や保護者の個々の事情に応じた助言をし、発達段階に応じて支援が途切れることなく継続できる体制づくりが必要です。

父と子、母と子の親子関係だけでなく、父親同士・母親同士の保護者間、祖父母など世代間における関係との向き合い方についても、どのようなことが大切なのかを伝えていく必要があります。

一時保育は、令和５年度より受け入れ年齢を１歳６か月から１歳へと変更しており、保育園に入園していない子どもや待機児童となった子どもを

一時的に預かる場として利用されています。

令和４年度からは、子どものサポートを必要とする依頼会員と、サポートをしたい援助会員による活動を仲介するファミリーサポートセンターを立ち上げ、地域の中で子育てをする体制を構築しています。

《施策の展開》

① 発達が気になる子どもの相談には、保健師・南十勝こども発達支援センターと連携し、必要に応じ個別の関わりを実施していきます。また、子育て支援の充実を図るため、保育園・小学校・中学校・放課後児童クラブ等と情報共有を図り、子どもたちが地域で育っていくために必要な支援を行うとともに、支援通信やファミサポ通信を通して、子どもの発達や子育てのヒントなどを発信していきます。

② 子育てサークルが親子の交流の場、情報交換の場、育児の情報が得られる場となるよう支援を行います。

③ 子育て支援センターの事業や子育ての情報などのＰＲについては、出産・転入時に支援案内を郵送するほか、ホームページへの掲載、健診時や保健師を通しての情報提供と勧誘などを推進していきます。

④ 相談体制の充実を図るため、安心して相談できる体制づくりのほか、先輩お母さんの発掘・育成に係る取り組みや、他機関との相談の調整役としての機能強化を図ります。

⑤ ファミリーサポートセンター事業では預かり・送迎・家事援助を調整し、就労や通院・リフレッシュなどでのサポートを実施します。

（４）子どもの心身を守るために

《現状と課題》

家族形態の多様化や子育てを取り巻く環境の変化等により、課題や不安を抱えながら子育てをする保護者が増加しています。このことから、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援をすることを目的として中札内村子育て世代包括支援センターを設置しています。令和４年度からは国の出産・子育て応援事業において、すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施しています。

産後ケア事業では、産後支援を必要とする産婦及び乳児に対して心身

のケアや育児の支援、母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行っています。また、産前産後の子育て家庭の身体的・精神的負担の軽減を図るため、家事や育児が困難な家庭に対し、産前・産後ヘルパー事業を実施しています。

令和５年度からは妊産婦健診に自車で通院することが難しい方へ、自宅から病院間のタクシー利用にかかる料金を助成しています。

乳幼児健診は、中札内村立診療所医師による診察および助言指導をいただくなど広域的な取り組みを行っています。３歳児健診においては、弱視等の視覚異常の早期発見･治療につなげることを目的に屈折検査機器を導入しています。

子どもの歯科保健対策では、北海道大学大学院予防歯科学の協力を得て、幼児から中学生までの歯科健診を実施しています。また永久歯を守ることは生涯にわたる歯・口腔の健康を保つことにつながるため、保育園ではフッ化物洗口を実施しています。

児童虐待については、背景として、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていること、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題等があることが多く、虐待リスクに着目し妊娠中から支援につなげるとともに、子育て期においては、乳幼児健診はじめ母子保健事業を通して子育て支援センター、保育園等との情報共有、連携を図りながら支援を行っています。

要保護・要支援児童については、児童相談所をはじめ、関係機関等と連携し適切な対応をしていくことが求められています。

食生活については、家族と食卓を囲む機会が少なくなり、欠食や偏食など食生活の形態の変化に加えて、調理加工食品や外食の利用が増えています。子どもたちの健康や情緒の安定、社会性の発達において、食生活の乱れが及ぼす影響が懸念されています。これらの背景を踏まえて「中札内村食育・地産地消推進計画」を策定し、生涯にわたって健康で豊かな生活を実現するため、様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得する「食育」を推進しています。あわせて、生活習慣病の予防、食を通したコミュニケーションと食に関する感謝の気持ちや理解を深め地域の食文化の伝承を目指すため、総合的な食育の推進が求められています。

《施策の展開》

①　妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、総合的

な窓口となる「子育て世代包括支援センター」において、保健師、助産師、管理栄養士による相談支援、支援プランの作成、関係機関とのケース検討会議や、出産や育児に向けて健康教育、相談等を実施します。

② 支援の必要性が高い特定妊婦および乳幼児の早期発見や、虐待の予防的な働きかけに努めます。また、要保護・要支援児童に対する適切な支援に向けて、要保護児童対策地域協議会などを通して関係機関・専門機関との連携を図ります。

③ 各種健診、健康教育、栄養相談等では個々人の成長・発達に合わせ自己肯定感が高まるよう支援を行います。

また、乳幼児健診は、中札内村立診療所医師による診察および助言指導をいただくなど広域的な取り組みを推進していきます。

④ 予防接種法に基づく各種予防接種のほか、子育て支援の一環として、６か月から高校３年生（年齢相当）までのインフルエンザ予防接種にかかる費用を助成します。また、令和５年度より開始したおたふく予防接種ワクチンの一部費用助成を継続します。

⑤ 歯科保健に関しては妊娠期から子どもの歯の健康に対する意識を高められるよう妊婦歯科健診を実施するとともに、歯科健診およびフッ化物塗布、フッ化物洗口等を継続して実施していきます。歯科保健指導では、子どもの成長発達に応じた適切な口腔ケアや食習慣等の確立に向けて支援していきます。

⑥ 健康づくりを進める地域ボランティアの食育サポーターと協力体制を築き、食育活動を支援します。食育体験事業では産業課、農協青年部協力のもとに実施します。

また、妊産婦、乳幼児の保護者を対象に、ＢＤＨＱ（質問票により食事状況の栄養分析）を活用した栄養指導を実施します。

（５）療育体制の整備

《現状と課題》

疾病予防・早期発見・早期支援（治療）により、子どもの健やかな成長と発達を目指して、妊娠期から支援を展開しています。保護者が子どもの成長発達の過程や段階を理解して、その子の成長に応じた子育てができるように支援をしていくことが必要です。

乳幼児健診等において、精密検査などが必要と判断される場合には、医療機関等につなげるとともに、ことばの遅れや社会性の発達などに悩みや課題がある場合は、広域で設置する南十勝こども発達支援センターの指導員が健診会場や村保健センターにおいて個別相談に応じています。

療育に関しては、令和５年８月末現在、南十勝こども発達支援センターに乳幼児８名、児童・生徒１０名の計１８名が利用登録しています。

今後、村においても子どもの成長発達に応じて適切に相談対応でき、母子保健・児童福祉双方の業務に十分な知識を有する体制づくりが理想とされます。そのため指導員による保育園への訪問、村での相談日の定例化など療育内容を充実させることについて、南十勝こども発達支援センターと協議をしています。

《施策の展開》

① 各種母子保健事業での関わりを通して、発達に関する知識や情報を助言するとともに発達が気になる子どもを見逃さず、必要に応じて専門的な療育資源を活用し、早期に療育や医療等につながるよう連携します。
② 保護者の相談が年々増加傾向にあることから、南十勝こども発達支援センターと連携し、療育の対象となる子どもの早期相談につなげます。
③ 専門的なケアが必要な子どもがいる場合には関係機関と調整をしながら必要な体制を調整します。

（６）子育てに必要な地域・環境づくり

《現状と課題》

子どもが健やかに育つためには、家庭・学校・遊びの場などの、子どもを取り巻く環境の充実が求められています。今後も、地域が一体となって連携し、地域で子どもを守り育てる環境づくりを推進していくことが必要です。

児童館では中札内放課後児童クラブを実施しているほか、子どもの居場所として開放しています。また、児童館事業を通して村内の小学生が遊びや体験をしながら交流を図っています。

上札内交流館では、令和６年度から子どもの居場所づくりや子どもの安全に配慮した施設運営など新たな事業展開を進めます。

子どもたちが豊富な自然環境の中で健やかに育ち、豊かな創造性を養えるよう、鉄道記念公園をリニューアルしたほか、児童公園遊具の点検整備を定期的に実施し、安全確保に努めています。

《施策の展開》

① 小・中学生を対象とした市町村交流事業や国際交流事業など、視野を広げ、生きる力を養うことを目的とした青少年の健全育成事業を実施します。

② 学校、村内関係者、教育支援委員会など、関係機関との連携と適切な役割分担によって、地域で子どもたちを守り育てる環境づくりを推進します。

また、「中札内村共育の日」の理念に基づき、「地域協働型学校づくり協議会」（コミュニティースクール）により、家庭・学校・地域間の連携による教育力の向上を目指します。

③ 社会福祉協議会が開催する給食交流会やポロシリ大学において高齢者と放課後児童クラブの子どもたちが交流できる機会をつくります。

また、児童館事業として、長期休暇の工作教室や野外活動、調理体験など子どもたちの社会性を養うための取り組みを推進します。

④ 放課後児童クラブや上札内交流館の子どもの利用について、保護者が安心して子どもたちを預けることができるよう、指導員やスタッフの確保・育成を行います。

⑤ 定期的に公園遊具の点検整備を行い、老朽化した遊具の改修、撤去により適正な維持管理を行います。

（１）啓発広報活動の推進

《現状と課題》

障がい児・者に対しての理解は社会全体で広がっていますが、個々の特性はさまざまであり、あらゆる特性に対しての理解や具体的な支援方法については、認識に差があるのが現状です。

また、障がいを理由とする偏見や不当な差別的取扱いは障害者差別解消法において禁止されていますが、差別の意図がなくても無意識下で差別となり得る制度が残る場合は、改善が必要です。

在宅での生活や中札内高等養護学校、障害者支援施設のほか、グループホームや就労継続支援事業所など、地域の中で障がい児・者が安心した生活を送ることができるよう、地域としてより具体的な理解や支援が必要です。また、支援を得ながら自立して暮らすことができる方については、障がいの特性に応じた日常生活の在り方に対する地域の理解も必要であることから、障がい福祉サービスに関する制度を広く情報発信することも一つの方法と捉えます。

社会福祉協議会が開催する「ふれあい広場」では、障がい児・者と地域住民の交流の場として位置づけられていることから、今後も引き続き理解啓発の場として開催することが望まれます。

《施策の展開》

① 障がい児・者に対する理解が深まるよう、村のイベントや中札内高等養護学校の現場実習における障がいのある方の取り組みのほか、日常的な生活の様子について広報やＳＮＳで周知を行います。

② 障がい者差別となり得る意識や制度について、自立支援協議会等において協議するとともに、制度の見直しや新設をする際には、当事者の視点や要望を踏まえて検討することとします。

③ 障がい福祉サービスに関する制度の周知を行います。また、「中札内スペシャルニーズプロジェクト実行委員会」との連携などにより、当事者及び家族の声や、必要とする支援等の情報を共有します。

④ ふれあい広場については、協力者や参加者の状況に応じて、社会福祉協議会で内容を検討しながら実施します。

（２）在宅福祉サービスの充実

《現状と課題》

障がい児・者の相談窓口として、村直営の「基幹相談支援センター」を設置し、当事者や家族からの相談に応じています。

各種障がい福祉サービスについては、障害者総合支援法による総合的な支援のほか、利用者のニーズに合った柔軟なサービスを提供する「地域生活支援事業」を実施しています。過去には高齢者福祉施設の協力をいただきながら、村の単独事業として在宅福祉サービス（ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ）を実施したこともあります。

自立支援への取り組みとして、施設での生活から地域での生活への移行を重視しており、福祉、保健、医療、教育等が一体となった総合的な支援サービスを実施していく必要があります。また、自宅で生活する障がい児・者の「親亡き後」や保護者の急病など、緊急時の受入れを見据えた地域生活支援拠点の整備が求められています。

村内では、障がい者のショートステイを受入れできる施設として障害者支援施設とグループホームひばり荘及びかしわ荘がありますが、中札内みのり園は設備のハード面や常時満床といった課題があります。また、障がい児のショートステイ受入れの場合は、十勝管内では「つつじヶ丘学園」のみとなっています。

支援体制の整備にあたっては、近隣市町村と地域生活支援拠点を広域設置することで、近隣市町村が有する専門機関や相談支援事業所など既存の地域資源を活用できるため、広域設置に向けた検討が必要です。

《施策の展開》

①　基幹相談支援センターにおいて相談支援を進めるほか、相談内容によっては障がいに関することだけでなく様々な要素が多岐にわたることがあることから、関係機関との連携や情報収集・提供を行います。

②　地域生活支援事業などにおいて、地域や本人の特性に応じたサービスを利用できるよう対応します。

③　地域生活支援拠点の立ち上げに向け、村内事業所及び南十勝町村との協議や調整を行い、広域設置を検討します。

（３）障がい児・者福祉施設の整備・確保

《現状と課題》

１．身体障がい者

常時介護が必要な方は、施設利用・入所により必要な治療、訓練を受けることができます。

本村には身体障がい者専用の「デイサービス」や「ショートステイ」を提供する障害者支援施設がないため、緊急性がある場合には特別養護老人ホームと利用調整を行い、相互利用できる連携体制が求められます。

２．知的障がい者

本村には、入所サービスを提供する障害者支援施設として、中札内みのり園（定員４０人）と中札内のぞみ園（定員４０人）があります。

知的障がい者を対象としたグループホームは、ひばり荘（男性・定員７名）、かしわ荘（女性・定員７名）、さくら荘（男性・定員６名）があり、ひばり荘及びかしわ荘のショートステイは社会的自立を目指す方のサポートを行うことができます。しかし、中札内高等養護学校の生徒が村内での就労を希望した際に、村内で住まいの場を確保できず、就労をあきらめてしまうといった課題もあります。

中札内のぞみ園は昭和６１年の事業開始から４０年近く経過することから、設備の老朽化や社会の動向に応じた運営体制など、施設の在り方を協議する必要があります。

３．精神障がい者

十勝管内外のグループホーム等を利用しながら生活支援を受けることにより、安定的な生活を送ることができたり、一人暮らしなどの自立につながる場合もあります。今後も施設と連携してサービスを提供していく必要があります。

《施策の展開》

①　障がい児・者の施設利用について本人及び家族の意向に沿えるよう、受け入れ可能な施設と連携を図り、必要とするサービスへとつながる

よう支援します。

② 障がい者の生活の場であるグループホーム等について、要望をふまえながら居住可能な場の確保対策について検討します。

③ 中札内のぞみ園の老朽化の状況や運営方針など、ポロシリ福祉会と今後の施設の在り方について情報共有や協議を行います。

（４）保健・医療の充実

《現状と課題》

高齢化や生活習慣等が一因となり、がん・心疾患・脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病が発症するケースがあります。それらの疾患は、後遺症によって障がいや人工透析治療などの原疾患につながることがあります。

障がい者も同様に早期発見と発症予防・重症化予防のために、各種健診の実施や保健指導等が必要です。

村では、障がい者支援施設と連携し入所されている方の健診を実施しているほか、グループホームの障がい者に対しても健診等の受診勧奨をしています。

また、障がい児・者が抱える日常生活における不具合を軽減、または補うことを目的として、必要なサービス調整及び給付を行っています。日常生活用具については、給付・貸与できる種目が限られていることから、要望に応じて種目の追加などを検討する必要があります。

重度心身障がい児・者に対しては、医療費の自己負担額を助成し、受診を容易にすることで、障がい児・者の健康保持と経済的負担の軽減を図っています。

《施策の展開》

① 村内施設に入所する障がい者の各種健診等について、施設と連携して実施します。また、村内グループホームに入居する国保加入者についても、各種健診の受診勧奨や結果説明などを施設と連携して行います。

② 補装具購入費や日常生活用具購入費など、日常生活に必要な支援について継続して助成を行います。日常生活用具の種目については、他

自治体の例や要望に応じて種目の追加を検討します。

③　保健・医療のサービスを利用していただけるよう、健診の受診勧奨や医療費助成の情報提供を行います。

（５）社会参加・雇用の促進と支援

《現状と課題》

障害者総合支援法では、障がい者に対する就労支援を促進することにより、障がい者が地域で働き、地域で自立した生活を送ることを目指しています。

また、障害者雇用促進法では障がい者が一般労働者と同じ水準で労働の機会を確保できるよう、民間企業や自治体における障害者雇用率を定めています。

就労系障害福祉サービスは、一人ひとりの特性や状況に応じた支援が求められます。村内には、一般企業での就労が困難な方に対する就労や生産活動の機会として、６５歳未満であって雇用契約を結ぶ就労継続支援Ａ型事業が１か所と、年齢制限及び雇用契約のない就労継続支援Ｂ型事業が１か所あります。

また、村では、中札内高等養護学校や村内就労継続支援Ｂ型事業所「ワークセンターふれんず」の職場実習を受け入れ、就労につながる訓練の機会を確保しています。

就労についての相談があった際には、本人の希望や特性に応じたサービスを展開していく必要があります。

《施策の展開》

①　村（役場）における障害者雇用率は、国が設定する基準を下回っている状況にあるため、障がい者の働く場を確保していきます。

②　障がい者に対する職場実習や就労支援を行い、就労に必要な知識・技能の向上につながるよう機会を確保します。

③　十勝管内の就労支援を行う事業所等と雇用に関する情報共有を行います。

（６）任意団体等に対する協力・支援

《現状と課題》

村内においては、身体障害者手帳を持つ方による身体障がい者分会が活動されており、研修旅行やスポーツ大会などに参加されています。

発達障がいやさまざまな困り感に関する理解・啓発を目的とした「中札内スペシャルニーズプロジェクト実行委員会」では、講演会・映画上映会の開催や、毎週木曜日に文化創造センターで『に～ず』（コミュニティサロン）を開催しており、立場を問わず多様な方々が気軽に日常のことを話せる場として利用されています。

任意団体が活発に活動できるよう支援するとともに、住民の方に理解していただくため、活動の目的や内容などを広めていくことが必要です。

《施策の展開》

①　必要に応じて団体の活動に対する協力・連携を図ります。

②　発達障がいに関することのほか、日常の困りごとや生活に不安を抱えている方など、どなたでも交流できる場所として「に～ず」の紹介を行います。

（７）学校教育・社会教育との連携強化

《現状と課題》

近年、人間関係や仕事でつまずいたことをきっかけに、大人になって発達障がいに気づくケースがあります。

障がいの早期発見などにつながるよう、教育、福祉、保育園等の関係者による「教育支援委員会」を設置し、特別支援が必要な児童生徒の情報や支援方法について共有しています。

また、集団生活の場である学校において、特別支援学級や配慮が必要な児童生徒など個々の特性に応じた生活の在り方を子どもの時期から理解するなど、誰もが支え合う地域社会を構築するきっかけが必要です。

《施策の展開》

①　「教育支援委員会」において、障がいの早期発見につながるよう、特別支援が必要な児童生徒の情報共有を図ります。また、就学や進級時も個々のケースに応じた支援を切れ目なく続けられるよう関係機関の連携を図り、具体的な対応を協議します。

②　子どもの時期から、それぞれの特性に応じた配慮や支援について考える視点を醸成します。

《現状と課題》

高齢人口がピークを迎えると見込まれる２０４０年（令和２２年）を見据え、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことが望まれます。そのため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じてより一層深化・推進していくことが重要です。

高齢者・介護保険事業施策については、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業（支援）計画第９期計画」に基づき、事業の推進を図ります。

《施策の展開》

１．サービス別の確保方策

（１）要支援者への介護予防サービス

予防給付のうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護については、地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業（総合事業）として位置づけられ、「ポロシリ福祉会中札内恵津美ハイツ」と「ＮＰＯ法人夢といろ」は「みなし指定」を受けて訪問型サービス（介護予防訪問介護）と通所型サービス（介護予防通所介護）を実施しています。また、村外に居住場所がある住民に対してサービス提供をするために、村外の事業所も一部指定をしています。

今後は見守り、配食などの生活支援事業を充実させるため、先進事例などを参考としながら、ボランティアやＮＰＯ、社会福祉協議会、民間企業等の多様な主体によるサービスの提供について検討していきます。

（２）要介護者への介護サービス

要支援・要介護者が在宅で安心して生活できるよう、居宅介護支援事業所において必要なサービスにつなげる支援をします。

（３）施設サービス

高齢者人口の増加に伴い、施設利用者の更なる増加が想定されることから、村内外の施設と連携し利用がスムーズに行われるよう努

めます。

介護認定の結果により、村内の既存施設への入所が困難となる場合もあることから、適切な相談対応を行うほか、将来を見据えた施設の確保などを検証します。

（４）地域包括支援センター

１）介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防・生活支援サービス事業

要支援１・２の認定を受けている方にはヘルパー派遣、デイサービスをそれぞれ「訪問型サービス」「通所型サービス」という名称で提供します。予防給付の方と同様に、サービスを利用される方の自立支援を目的として、予防プランを作成し訪問を実施します。

②一般介護予防事業

運動教室の「地域まるごと元気アッププログラム（略称：まる元)」は５クラス体制を継続し週１回、実施します。また、年１回高齢者の身体機能を確認する機会として、お元気度測定会を開催します。

２）包括的支援事業

①地域包括支援センターの運営

住み慣れた地域で安心して自分らしく生活を続けることができるよう、高齢者のさまざまな状態の変化に応じて、地域の関係機関と連携しながら相談や支援、必要なサービスの調整を随時行います。

②在宅医療・介護連携の推進

在宅医療介護連携コーディネーターを配置し、医療と介護の両サービスを必要とする高齢者が希望する場所で過ごせるよう、相談支援や入退院の調整を行います。

③認知症施策の推進

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の基本理念である共生社会の実現の推進という目的に則り、本村の地域の状況に応じた認知症施策を実施します。

認知症に関する知識や理解の普及啓発として認知症ケアパスの活用や、高齢者見守りネットワーク（ＳＯＳネットワーク）に登録している事業所や各団体等へ「認知症サポーター養成講

座」を実施します。
　また、認知症初期集中支援チームによる支援、ケアラー支援といった本人や家族介護者に対する支援を進めます。
　認知症高齢者が行方不明になった場合、関係機関及び協力機関と連携し早期に発見、保護できるよう努めます。

④生活支援体制整備事業
　社会福祉協議会へ引き続き事業を委託します。生活支援コーディネーターが中心となり、ボランティアや民生委員、介護サービス事業者等で構成された協議体の中で、地域課題について意見交換を重ねます。福祉課もオブザーバーとして参加し既存サービスの見直しや村に必要なサービスの発掘に努めます。

⑤介護予防と保険の一体化事業
　後期高齢者の健康増進・フレイル予防に努め、高齢者が地域で健康的な生活を送ることができるよう、保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組みます。

⑥地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
　訪問及び通所リハビリテーションサービスが継続的に提供されるよう、関係事業所と体制を構築します。

３）任意事業

①介護給付等費用適正化事業
　介護給付費の適正化を図るため、ケアプラン点検を実施します。

②福祉用具・住宅改修支援事業
　福祉用具購入や住宅改修に関する助言や、給付を行います。

③介護情報基盤の整備事業
　医療・介護間の連携など、高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備します。

（５）高齢者医療体制の維持

　北海道家庭医療学センターが村立診療所を運営することにより、高齢者が身近な場所で診療が受けられる体制を維持します。
　通院が困難な場合は、更別村診療所の医師による訪問診療を行います。

２．高齢者の介護予防・生活支援

介護予防を行うことにより、高齢者が健康で楽しく生活でき、家族の負担軽減や介護保険事業の健全な運営にもつながります。高齢になっても安心して暮らし続けられるよう、交通手段の確保や安否確認、介護予防教室などの支援策を推進します。

３．民間の保健福祉活動

地域で協力し合い、支え合う地域づくりがますます重要となります。行政区や民生委員の見守りや助け合い活動、高齢者福祉に関わる村内の社会福祉法人やＮＰＯ法人、社会福祉協議会やボランティア活動のように、目的を持った団体の活動を推進します。

４．高齢者の生きがい対策の推進

高齢者が健康で生きがいをもって、地域との交流が途絶え孤立しないよう、老人クラブや高齢者学級「ポロシリ大学」などの交流・学習・健康づくり等に取り組める機会を展開します。また、ボランティア活動や就業機会において高齢者が知識や経験を生かすことができる場や技能・特技を提供できる環境づくりに取り組みます。

ミニデイサービス（ＮＰＯ法人夢といろ）、ふれあいサロン活動（社会福祉協議会）など、高齢者が気軽に集い交流できる場づくりを支援するほか、性別にかかわらず誰もが参加しやすい交流の場や講座の開催について検証します。

５．保健福祉の環境整備

保健部門・医療部門・福祉部門の連携を図り、効率的なサービス提供や介護予防との一体化事業について取り組みます。

災害や感染症が発生した場合、必要な支援・適切な対応を行うことができるよう、避難行動要支援者名簿を作成し、関係機関との共有・活用を進めます。

介護人材の確保や、介護現場におけるロボットやＡＩ・ＩＣＴ機器の活用など、生産性の向上を推進します。

（１）地域におけるネットワークの強化

《現状と課題》

自殺総合対策推進センターが示した「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺対策の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイルによる「重点施策」を組み合わせ、村の特性に応じた実効性の高い施策を推進しています。また、庁内における多様な既存事業を「生きることを支える取り組み」と位置づけ、より包括的に推進しています。

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しており、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者の連携、協力が大変重要です。自殺対策以外の目的で展開されているネットワークであっても、自殺行為まで進展させない取り組みを視野に入れて活動するなど、自殺対策の強化が求められます。

《施策の展開》

① 令和６年度から５年間にわたる地域福祉施策を推進する地域福祉計画を策定します。
② 自立支援協議会において、地域における障がい者差別解消に向けた協議を行います。
③ 地域における課題を解消するため、生活支援体制整備事業協議体の設置及びコーディネーターを配置し、問題解消に向けた施策を展開します。
④ 要保護児童対策地域協議会において、支援対象児童等の支援に対する協議を行います。
⑤ 民生児童委員による地域の相談・支援等を行います。
⑥ 地域ケア会議を開催し、毎月、関係機関による情報交換・ケース会議を実施します。
⑦ 子供会育成連絡協議会を通して、各単位子供会の組織の活性化や活動の充実を図ります。

（２）自殺対策を支える人材の育成

《現状と課題》

自殺リスクの高い人の早期発見と早期対応のためには、自殺の危機を示すサインに気づき、必要な相談に応じたり見守ることができる人材（ゲートキーパー）が身近にいることが重要です。自殺対策を理解し支援機関につなぐ役割を担う人材の育成が求められています。

《施策の展開》

住民や、地域住民の身近な存在である民生児童委員、各種団体や企業等に対して、自殺対策に関する情報提供を実施するほか、ゲートキーパーの養成に向けて理解活動を進めます。

（３）住民への啓発と周知

《現状と課題》

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得るもの」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めるといった考えが、村全体の共通認識となる必要があります。

コロナ禍を経た令和４年度については、本村及び帯広保健所においてうつ・自殺関連の相談が増加傾向にあります。必要な人が相談や支援に結び付くよう、普及啓発を行う必要があります。

《施策の展開》

① 村民との情報共有のため情報宅配便を活用し、グループや団体へ担当職員が自殺に関する情報提供を行います。
② 自殺対策強化週間や月間の取り組みとして、相談窓口を広報やホームページに掲載するなど支援策の周知を図ります。
③ 住民の悩みごとを弁護士に相談する無料法律相談の機会を提供します。
④ 地域の関係機関に対し、自殺対策や相談窓口の普及啓発を行います。

（４）生きることの促進要因への支援

《現状と課題》

自殺対策は、個人においても社会においても「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みが必要です。

「生きることの促進要因」への支援として、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺族の方への支援に関する対策が挙げられます。

また、困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に対し、助けの声をあげられる体制づくりが求められます。

《施策の展開》

① 介護者などを対象とした介護カフェを開催し、介護に関する悩みや不安を参加者同士で共有できる居場所を作ります。
② 住民の生涯学習の場である図書館を活用して、自殺対策強化月間などの際に住民に対する情報提供の場として活用します。
③ 未就学児をもつ保護者等を対象に、子育て支援センターにおいて子育てにかかる情報提供や気軽に集い交流できる場の提供を行います。
④ 帯広保健所で実施している自死遺族の会について広報等で周知・紹介をします。
⑤ 村内の児童・生徒・保護者からの相談に対応するため、引き続きスクールカウンセラーを配置し、問題の解決や未然防止に取り組みます。
⑥ 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期～１８歳までのお子さんとその保護者を対象に子育ての不安や様々な心配ごとの相談に対応します。特に、孤立感や不安感を抱きやすい妊娠期から子育て期の家庭に寄り添う伴走型支援を行います。

（５）高齢者への支援

《現状と課題》

高齢者は健康問題を抱えることが多い傾向にあります。また、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく孤立・孤独に陥りやすいため、多様な背景や価値観に対応した支援や働きかけが必要です。高齢者の孤立・孤独を防ぐ

ため、自由に参加できる交流の場や居場所づくり、社会参加の促進など、生きることへの包括的支援が重要な役割となります。

《施策の展開》

① 高齢者とその家族の悩みごとや介護等に関する総合的な相談に対応します。
② 権利擁護、成年後見制度、詐欺などに関する研修会等を開催します。
③ 介護予防教室や敬老会を開催し、外出や交流の機会を提供します。
④ 高齢者世帯等の相談支援、安否確認として緊急通報システムの設置やヘルパー訪問事業を実施します。
⑤ 高齢者、障がい者の外出支援として福祉移送サービス事業を実施します。
⑥ 老人クラブの例会に合わせて健康相談を実施します。

（６）生活困窮者への支援

《現状と課題》

生活困窮の背景としては、多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的な問題に加えて社会的にも孤立している傾向があります。

生活困窮者が自殺に至らないように、本人の抱える問題に応じた関係機関と連携し相談支援等につなげることが必要です。

《施策の展開》

① 社会福祉協議会において、日常生活上の心配ごとなどあらゆる相談に応じます。
② 社会福祉協議会において、被災者、生活困窮者などに対する短期間の資金の貸付を実施します。
③ 納税等に関する相談を受け付け、必要に応じて支援機関につなげるなど可能な方策を講じます。
④ 生活困窮の状況により生活保護の相談に応じます。
⑤ 消費者をめぐる各種問題（悪徳商法、架空請求等）に対して専門知

識のある相談員が指導・助言を行い、問題解決に向けた支援を行います。

（７）経営者・労働者への支援

《現状と課題》

全国的な傾向として、働き盛りの年代は、心理的、社会的にも負担を抱えていることが多く、また過労、失業、病気、介護等により、こころの健康を損ないやすいといわれています。こうした方々が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

《施策の展開》

① 中小企業者支援のため、運転資金、設備資金の融資、利子補給といった経済的支援を行います。また、新規店舗の整備や空き店舗の改修等を行う場合には助成金を交付し、商工業の事業進出、拡大支援を行い、経営者の包括的な支援を行います。
② 労働局や道が設置する「労働相談窓口」等労働者向けの相談窓口を周知・紹介します。

（８）生きる支援関連施策

《現状と課題》

自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であると捉え、役場庁内のあらゆる機会や場面において「生きる支援」が取り組まれるよう、さまざまな施策と結び付けて事業を展開する視点が重要です。

《施策の展開》

① まちづくりの方向性を定める中札内まちづくり計画の施策・事業の中に自殺予防対策について記載します。
② 労働安全衛生法に基づき中札内村職員安全衛生管理規定を設置し、職員の安全および健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。

③　職員自身のストレスへの気づきと対処の支援、職場環境の改善を通じてメンタルヘルス不調となることを未然に防止する「一次予防」を目的としてストレスチェックを実施します。

④　メンタルヘルス研修を開催し、仕事や生活においてストレスと向き合い、対処の仕方を学びます。

（９）計画の数値目標

《現状と課題》

自殺対策における最終目標「誰も自殺に追い込まれることのない中札内村」の実現に向け、評価指標を定め、取り組みの成果を定期的に検証していきます。

《施策の展開》

評価指標

評価項目	現状値	目標値
悩みなどを感じたとき、相談したり助けを求めたりすることへのためらいを「感じる」または「どちらかというと感じる」人の割合	男性　29.4% 女性　33.6%	減少傾向へ
自殺対策として、ゲートキーパーについて知らなかった人の割合	男性　77.2% 女性　71.6%	減少傾向へ
孤独感を感じている人の割合 （孤独感尺度質問票）	男性　38.0% 女性　35.0%	減少傾向へ

第４章　計画の推進に向けて

第１節　計画の推進と役割分担

地域福祉の推進は、村民、事業者等（保健、医療、福祉団体等）、行政など村の構成員による協働により実現します。

本福祉計画は、地域福祉を推進する上での行政の役割を中心に構成されていますが、村民、事業者等、行政が協働の視点に立って本福祉計画を推進していくことが重要です。

１．村民の役割

①　行政区、ボランティア団体、ＮＰＯ法人などの活動への参加及び地域での人材の育成

②　地域における、支え合い活動（見守り、助け合い、話し合い）への参加

③　地域での身近な問題の発見と解決

④　地域での福祉サービスのニーズの把握

⑤　福祉サービスのニーズの潜在化を防止するための、仲間づくりや交流の場づくり

⑥　自主的な防災体制の推進

２．事業者の役割（保健、医療、福祉団体等）

①　保健、医療、福祉のネットワーク会議への参加及び総合的なサービス提供体制への参加

②　地域福祉活動への参加及び地域との交流

③　サービスの質の向上及び事業内容の情報公開

④　相談機能の充実及び苦情解決の仕組みの整備

⑤　人材の育成及び新たな事業の開発や事業への参入

３．行政の役割（社会福祉協議会と連携しながら）

①　社会福祉法人、ボランティア団体、ＮＰＯ法人等への支援

②　保健、医療、福祉のネットワークの推進及び総合的なサービス提供体制の推進

③　総合相談体制の整備

④　福祉全般における用語の意味や各種事業の周知及び福祉サービスの情報提供

⑤　地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の広報

⑥　自主的な防災体制への支援
⑦　災害時の支援体制の構築
⑧　地域福祉を担う人材の育成
⑨　村民同士が集える場の発掘
⑩　福祉施策の検証及び事業内容の見直し、新規事業の研究

第２節　社会福祉協議会との連携による事業の推進

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の経営者や社会福祉に関する活動者が参加する団体であり、①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、②社会福祉に関する活動への村民の参加の援助、③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、④その他社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図るために、必要な事業を実施することとされており、地域に密着しながら地域福祉を推進しています。

社会福祉法では、地域福祉の推進が社会福祉の理念として規定されるとともに、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられていることから、地域福祉活動への幅広い村民の参加をはじめ、社会福祉協議会と行政が連携しながら、本福祉計画に基づく各事業を推進します。

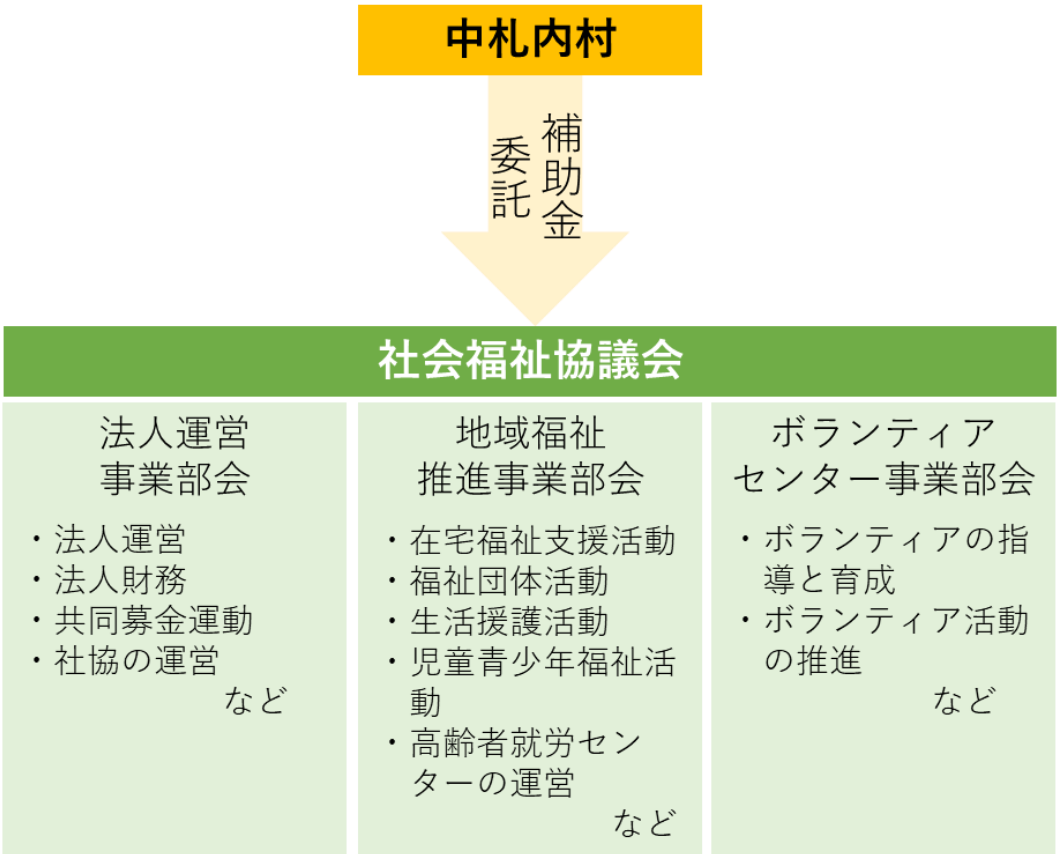

第３節　福祉団体等との連携による事業の推進

本福祉計画については、社会福祉法人やＮＰＯ法人などの福祉団体、住民が主体となり組織された任意団体、そして中札内高等養護学校などの関係機関と連携するとともに、村民一人ひとりが役割を持って活躍できるよう、各事業を推進します。

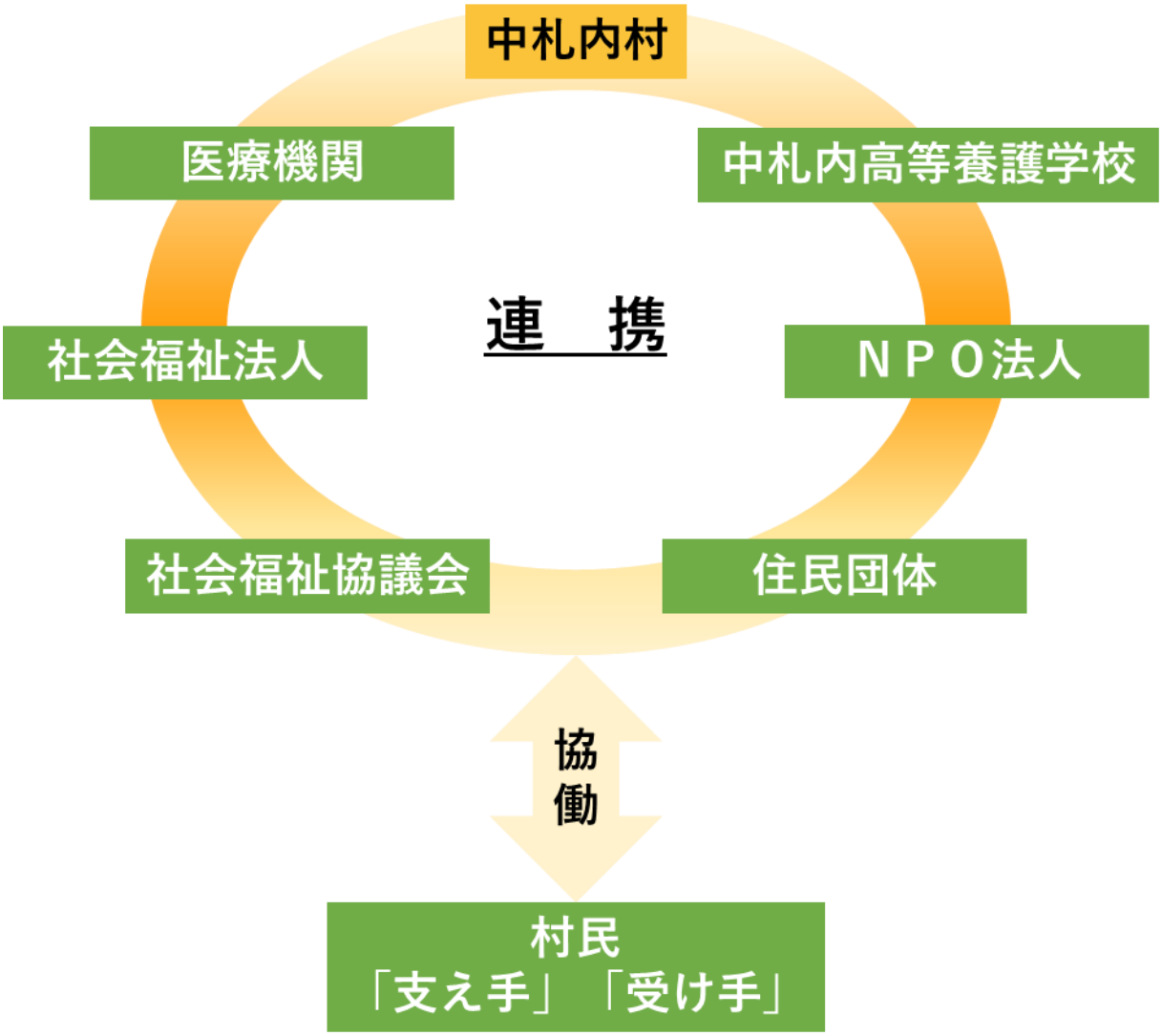

地域福祉計画策定委員会委員名簿

○障がい者福祉・高齢者福祉部会

氏　　名	役　　職	所　　属	区　　分
太田　千佳子	委 員 長	中札内高等養護学校校長	学識経験者
久保　寧男	部 会 長	民生児童委員協議会会長	社会福祉・保健・医療関係者
坂村加代子	副部会長	ＮＰＯ法人夢といろ代表	関係団体代表者
川田　美紀		中札内ｽﾍﾟｼｬﾙﾆｰｽﾞﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ代表	関係団体代表者
保坂　裕子		ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ団体（こぶしの会）会長	関係団体代表者
阿部　徳幸		社会福祉法人ポロシリ福祉会	社会福祉・保健・医療関係者
川崎　潤一		社会福祉法人ポロシリ福祉会	社会福祉・保健・医療関係者
濵田　浩美			一般公募
髙木　達彦			一般公募

○地域福祉・児童福祉部会

氏　　名	役　　職	所　　属	区　　分
加藤　　進	副委員長	社会福祉協議会会長	社会福祉・保健・医療関係者
杉江　　茂	部 会 長	地域協働型学校づくり協議会会長	関係団体代表者
仲沢　才子	副部会長	消費者協会会長	関係団体代表者
曽根　俊明		人権擁護委員	学識経験者
八田　富雄		子ども会育成連絡協議会	関係団体代表者
阿部　育江		母子すずらん会	関係団体代表者
小山　洋子		主任児童委員	社会福祉・保健・医療関係者
福原　あゆみ		主任児童委員	社会福祉・保健・医療関係者
渡部　弘正			一般公募

中札内村地域福祉計画

令和６年３月

発行　中札内村
編集　中札内村福祉課
中札内村老人保健福祉センター内
〒089－1332
河西郡中札内村西２条南２丁目２番地
電話　（0155）67－2321